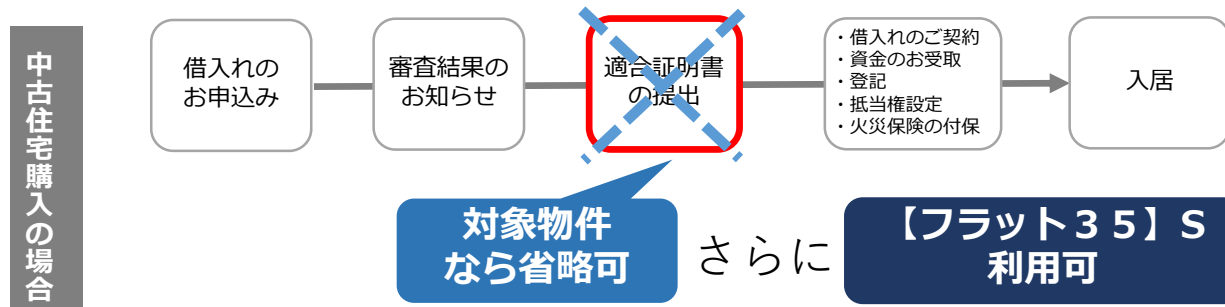


中古住宅の『適合証明書』の取得を省略できる物件を拡大！

【お申込からご入居までの手順の流れ】



○【フラット35】をご利用いただく場合、通常「適合証明書」の取得及び提出が必要ですが、下表①～③の対象物件なら「適合証明書」の取得及び提出を省略することが可能です。

省略の対象物件

新規追加

①	築年数 10年 ^{※1} 以内	新築時に長期優良住宅の認定 ^{※2} を受けた住宅	▶▶	【フラット35】S 金利Aプラン利用可
②		新築時に【フラット35】を利用 ^{※3} した住宅	▶▶	【フラット35】S 金利Bプラン利用可
③	「中古マンションらくらくフラット35」に該当		▶▶	【フラット35】S 利用対象物件あり

※1 長期優良住宅の認定を受けた住宅については、今後、対象となる築年数を伸ばすことを検討して参ります。

※2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定をいいます。

※3 購入される住宅において新築時に利用された融資が【フラット35（保証型）】の場合は、新築時に利用された融資の取扱金融機関と今回ご利用になる取扱金融機関が同一である場合のみ対象となります。

【ご利用方法】

- 上表の①及び②については、「【フラット35】中古住宅（築年数10年以内）に関する確認書」※を取扱金融機関に提出してください（➡裏面参照）。
- 上表の③については、「適合証明省略に関する申出書」※を取扱金融機関に提出してください。

※フラット35サイト（www.flat35.com）で入手できます。

【参考】「中古マンションらくらくフラット35」の検索方法



- ☑ マンション名またはマンションの住所で検索できます。
- ☑ 【フラット35】Sの利用対象物件も確認できます。


住宅金融支援機構
 Japan Housing Finance Agency
 <フラット35サイト>
www.flat35.com

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
利用できない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。

048-615-0420（通話料金がかかります。）

【フラット35】中古住宅（築年数10年以内）に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込人（本人）（氏名）

実印

連帯債務者（氏名）

実印

私（連帯債務者を含みます。）は、貴金融機関で平成 年 月 日に「フラット35（買取型）」の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。なお、当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地

<適合証明手續省略の対象住宅の確認表>

下表の該当する項目にチェックを入れてください。

1および2に該当する場合は、下表<技術基準事項の適合確認表>3から7までについて確認し、内容確認欄にチェックを入れてください。

1および2に該当しない場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です（「中古マンションらくらくフラット35（※1）」に該当するマンションは除きます。）。

Table with 4 columns: 番号, チェック欄, 確認内容, 確認方法, 金融機関使用欄. Includes a callout box: 【フラット35】Sもこの確認書一枚で利用可能

それぞれのチェック項目を確認

(*）確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

内容を確認して☑

<技術基準事項の適合確認表>

上表2の①に該当する場合は下表の「長期優良住宅」欄、②に該当する場合は下表の「フラット35利用住宅」欄に○がある項目について確認し、内容確認欄にチェックを入れてください。

Table with 5 columns: 項目番号, 確認項目, フラット35利用住宅, 確認内容, 確認方法, 内容確認欄 (適合/不適合), 金融機関使用欄. Includes a callout box: すべて「適合」の場合、適合証明書の取得及び提出を省略可

※1 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手續を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

※2 築年数が10年以内の住宅とは、借入申込日の10年前の応当日の翌日以後に竣工した住宅をいいます。竣工した日は検査済証の交付年月日とします。竣工した日が検査済証で確認できない場合は、登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）とします。

※3 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅および重ね建て住宅のことをいいます（図1参照）。

※4 共同建て住宅または重ね建て住宅については、図1を参照してください。

※5 確認済証（添付図面を含みます。）またはそれに代わる図面等による確認も可能です。

※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます（図2参照）。

※7 新築当時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています（図3参照）。なお、建築確認が不要な地域の場合は、2m以上の接道を見直接目で見て確認してください。

(詳しくは、「【フラット35】中古住宅（築年数10年以内）に関する確認書の記載方法」をご覧ください。)

図1 戸建型式



図2 併用住宅



図3 接道



ご注意

上表7の内容確認欄が不適合である場合には、適合証明機関による物件検査を受け、「適合証明書」を金融機関に提出する必要があります。

また、上表3から6までの内容確認欄のいずれかにおいて、不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

(金融機関記入欄)

- 長期優良住宅であることを確認 → フラット35 S(金利Aプラン)耐久性・可変性 適用
フラット35利用住宅であることを確認 → フラット35 S(金利Bプラン)省エネルギー性 適用

検査機関コード

9993